

奈良県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十二月二十四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
芳本歯科医院	四 生駒郡斑鳩町阿波二丁目一四一	日 令和六年九月三十
柏井歯科医院	四 橿原市八木町一丁目五三八番三	日 令和六年十月十八
金田小児科医院	橿原市和田町一三一二	二日 令和六年十月二十
福井薬局	九 大和郡山市下三橋町四四六一三	一日 令和六年十月三十
橿原調剤薬局市役所前店	橿原市八木町一丁目七一三六	一日 令和六年十月三十
神宮かがやき薬局	橿原市久米町六六〇一	一日 令和六年十月三十
スギ薬局橿原東店	橿原市五井町二二二一	一日 令和六年十月三十

（次頁に続く。）

うさぎ薬局

香芝市瓦口三三一

令和六年十月三十
一日